

東北地方における郡の成立

服部 昌之

【要約】 本稿は古代東北地方における郡の成立過程を、歴史的地域の形成という角度から考察しようとしたものである。陸奥と出羽では蝦夷征服の結果として郡が設定されるという他地域にみられない独得の経過をたどるので、郡の成立年代とその歴史的背景、城柵と郡との関係、権郡という形式、郡の規模などの諸点をとくに問題にして、制度的地域たる郡のもつ歴史的性格及び地理的性格を把握することを意図した。その結果、郡の成立史を一応四期に分つことができ、しかもそれがそのまま古代東北の地域区分にもなるが、さらに黒川丘陵―船形山―雄勝峠―鳥海山の線によって二分し、この線以南と以北の地域における建郡のあり方の相異を認識すべきこと、奥郡地域における城柵と郡家による地域形成、権郡↓真郡のコースの重要性、権郡形式による小規模郡の成立などを指摘した。

一

大化改新時に新しく設定された地方行政制度としての国郡里制は、中央集権的な律令体制を形成する最も基礎的な枠組として、極めて重要な役割を担うことになった。この三級の地方制度の中位にある郡制に関して、近年かなり

の論著が発表され、古代史研究の一焦点に位置する感がある。しかしこうした郡研究の中心課題は、もっぱら地方官制としての郡司制にあり、その成立を大化改新の経過の中で、正しく位置づけることによって、改新の歴史的意义の明確化と、律令制成立の評価を目指すものであつて、改新詔の信憑性や史料の限界に関する論争ともなつたし、また同時に律令官制の中にあつて譜第性や終身性などの特異な郡司の性格をどう考えるかという問題ともなつたのである。

ところが郡を制度地域とみる立場に立つて、郡の成立過程や大化以後の整備過程を追求するという、いわば郡そのものの研究は、必ずしも充分なものとはいえないように思われる。前者、即ち郡の成立過程については、郡の前身を大化前代のクニ・アガタという地方行政組織に求めるよりも、^④ 帰化人の集団居住地区における族制的な人的団体としてのコホリにあるとする見解が有力となるなど、若干の照射が加えられてきたが、後者の大化時に発足した郡の整備過程の問題についてはまだほとんど取上げられていないといえる。

ここで問題にしようとする古代東北地方は、陸奥の古名である道奥国の「ミチノク」という言葉が、支配の外、即ち当時の表現によると「化外」^⑤の地を意味しているように、蝦夷の支配下にある、古代国家の外におかれた「異族」の地である。したがって、この地方における国郡制は、蝦夷征伐・蝦夷経営によってこの化外の地を令制国家の内に組み込むという形で新設されていったのであるから、他地域にみられるような大化前代の既成地方制度の改編とは根本的に相異している点に充分留意しなければならない。^⑥ しかし、

このようにフロンティアの北進にともなう新置という他地域にみられない独自の性格をもつから、その郡制の整備を中心とする令制的行政区画の成立のプロセスを検討することは、かえって郡制一般の成立過程・整備過程の考察に役立ち、郡のもつ歴史的地域としての機能やその史的役割などを明確にしうるのではないかと考えられる。このような観点から、大化以後平安時代前期^⑦にかけての東北地方における郡制について、とくにその成立に関する歴史地理的な問題を考察してみたい。

歴史地理学の立場からする過去の地方行政区画の研究は、地域変遷史的立場において行政区画を一つの地域単位として把握し、この制度的地域が如何なる形成過程をへて成立したのかを自生的地域との関連から明確にし、また成立しからの歴史的發展を地域進化として捉え、最終的には現在の地域の中に如何に投影しているかをみきわめ、その果している機能を追求するという歴史的地域の研究の一環としてでなければならぬことは、かつて概略的ながら私見を述べたことがある。^⑧ 数年前に発表した「郡の成立過程」につづいて今また令制郡の問題をとりあげるのは、こうした

「歴史的地域」研究のプログラムの一つであることを予めお断りしておきたい。

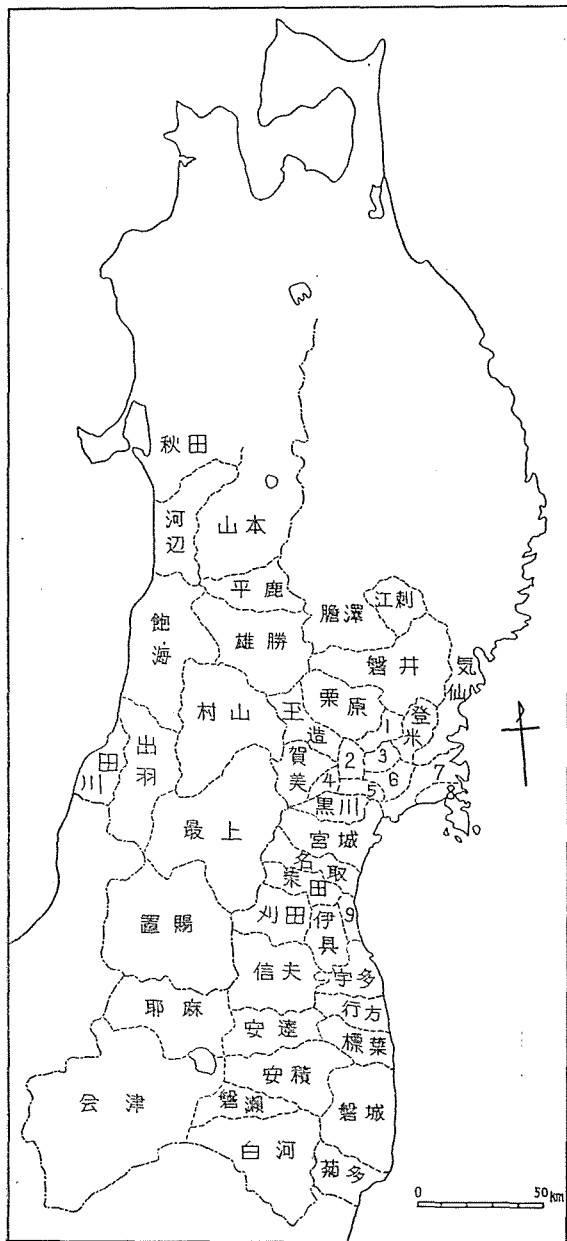
- ① 最近この分野の諸研究が整理され、文献目録が作成され便利になった。米沢康「郡司關係文獻目録」、「郡司關係文獻目録追補」(『続日本紀研究』八一―二、九一―)。
- ② たとえば井上光貞「郡司制度の成立年代について」(『古代学』一―二)、同「再び大化改新詔の信憑性について」(『歴史地理』八三―二)、坂本太郎「大化改新詔の信憑性問題について」(『歴史地理』八三―一)、田中卓「郡司制の成立」(『社会問題研究』二―四・三―一―二)、関晃「大化の郡司制について」(坂本太郎博士還暦記念会編『日本古代史論集』上巻所収)など。
- ③ たとえば、坂本太郎「郡司の非律令的性質」(『歴史地理』五三―一)、吉村茂樹「郡司制度の研究」(『史学雑誌』四七―一―)、後藤四郎「郡司制の一考察」(『書陵部紀要』四)、磯貝正義「律令時代の地方政治——とくに郡司の任用制度を中心として——」(坂本太郎博士還暦記念会編『日本古代史論集』上巻)など。
- ④ 宮城栄昌「大化の郡制について」(『史潮』一六九)。
- ⑤ 米沢康「コホリの史的性格」(『芸林』六一―)、舟崎正考「郡」成立過程について」(『大阪学芸大学紀要』六)。
- ⑥ この問題に言及したものとしては、黛弘道「山背国葛野郡の分割―国郡制成立史上の一問題」(『続日本紀研究』二―八)、佐藤仁「国郡分割と藤原氏―奈良朝時代初期中期を中心として―」(『弘前大学国史研究』九)、拙稿「郡の成立過程」(『人文地理』

一〇―二)などがあるが、最近これらの所説を紹介しながら、米沢康「郡の分割をめぐる」(『日本上古史研究』六一―八)が展望を試みている。

- ⑦ 書紀、齐明天皇五年三月条。
- ⑧ 令義解、卷二、戸令。
- ⑨ この点については、高橋富雄「古代国家と辺境」(岩波講座『日本歴史』3、古代3)を参照。
- ⑩ 時代的にはほぼ六国史の範囲に、延喜式の頃までを附加えたこの点、東北大学東北文化研究会編『蝦夷史料』に従ったものである。なお本稿作成にあたって、この『蝦夷史料』による所が大きかった。記して謝意を表したい。
- ⑪ 「歴史的地域の諸問題」(『広島女子短期大学研究紀要』12)。
- ⑫ 前掲。

二

まず最初に陸奥・出羽二国の管轄郡について、その設置年代を確認しておきたい。この二国の管郡数は、延喜民部式によると三十五郡と十一郡とで合計四十六郡、和名類聚鈔によると三十八郡と十一郡となり合計四十九郡となる。両者でその数値が異なるのであるが、これは問題点としてあとにまわし、ここでは公的性情をもつ延喜民部式を中心とし、その四十六郡が個々のいつ成立したのかを、六国史



東北の郡

- | | | |
|-------|-------|-------|
| 1. 新田 | 2. 長岡 | 3. 遠田 |
| 4. 色麻 | 5. 志田 | 6. 小田 |
| 7. 桃生 | 8. 牡鹿 | 9. 日理 |

その他の関係文献によって検討し、その建置年代、もしくは初見年代と推定建置年代を一覧表として提出してみよう。^①

陸奥国

- 1、白河郡、白河国造^②あり、養老二年郡名初見、大化頃設置。
- 2、磐瀨郡、石背国造あり、養老二年郡名初見、大化頃設置。
- 3、会津郡、相津（古事記・崇神天皇）あり、^③養老二年郡名初見、

大化頃設置。

- 4、耶麻郡、承和七年郡名初見、弘仁・天長頃に会津郡より分置。
- 5、安積郡、阿尺国造あり、養老二年郡名初見、大化頃設置。
- 6、安達郡、延喜六年正月廿日、分^④安積郡置^⑤安達郡^④。
- 7、信夫郡、信夫国造あり、慶雲四年にみえる信太郎^⑥は信夫郡の誤りであろう。大化頃設置。

8、刈田郡、統紀、養老五年十月十四日、令_レ陸奥國一分柴田郡

二郷_ニ置_ル刈田郡_ト。

9、柴田郡、養老五年郡名初見、大宝頃設置。

10、名取郡、統紀、和銅六年十二月二日、新建陸奥國丹取郡。この丹取郡を名取郡とする通説に從_レておきたい。

11、菊多郡、菊多國造あり、統紀、養老二年五月二日、割_レ常陸

國多珂郡之郷二百一十烟一名曰_レ菊多郡。

12、磐城郡、石城國造あり、養老二年郡名初見、大化頃設置。

13、標葉郡、染羽國造あり、養老二年郡名初見、大化頃設置。

14、行方郡、養老二年郡名初見、大化頃設置。

15、宇多郡、浮田國造あり、養老二年郡名初見、大化頃設置。

16、伊具郡、伊具國造あり、承和七年郡名初見、大化頃設置。

17、曰理郡、思國造の所在は不明であるが、この郡に比定することも可能であろう。^① 養老二年郡名初見、大化頃設置。

18、宮城郡、郡名初見は天平神護二年であるが、養老六年にみえる陸奥鎮所は多賀城の前身とみられるから、この前後に設置されたと考えられる。

19、黒川郡、天平十四年郡名初見、神龜・天平頃設置。

20、賀美郡、天平九年郡名初見、神龜・天平頃設置。

21、色麻郡、郡名初見は延暦八年であるが、天平九年に色麻柵が

みえるから、神龜・天平頃設置。

22、玉造郡、神護景雲三年に郡名初見であるが、神龜五年に玉造

軍団、天平九年に玉造柵がみえるから、神龜・天平頃設置。

23、志太郡、延暦八年に郡名初見であるが、天平十四年の「黒川郡以北十一郡」^②に入っていると思われるから、天平頃設置。

24、栗原郡、統紀、神護景雲元年十一月乙巳、置_レ陸奥國栗原郡、本是伊治城也。

25、磐井郡、郡名が文献にみえないが、宝龜十一年建設の覺整城に前後して新置されたものであろう。

26、江刺郡、承和八年郡名初見、延暦から弘仁頃設置。

27、胆沢郡、延暦二十三年に郡名初見であるが、胆沢城が延暦二十一年に築造されているので延暦二十一～二十三年の間に新置されたものであろう。

28、長岡郡、郡名初見は延暦八年であるが、宝龜十一年には長岡の地名がみえ、また「黒川郡以北十一郡」に入っていると思われるから天平頃設置。

29、新田郡、神護景雲三年郡名初見であるが、天平九年に新田柵がみえるから天平頃設置。

30、小田郡、天平勝宝元年に郡名初見であるが、天平頃設置。

31、遠田郡、天平九年郡名初見、この直前に設置。

32、登米郡、延暦十八年「登米郡併_二小田郡_一」とあるが、建置は奈良時代末であろう。復讐年代不明。

33、桃生郡、宝龜二年に郡名初見であるが、天平宝字二年に桃生城築造のことがあるから、この直後に牡鹿郡から分置。

34、気仙郡、弘仁元年郡名初見、延暦頃設置。

35、牡鹿郡、天平勝宝五年郡名初見であるが、牡鹿櫛の名が天平九年にみえるから、天平頃設置。

出羽国

36、最上郡、統紀、和銅五年に「割_二陸奥国最上、置賜二郡_一隸_二出羽国_一焉」と陸奥より出羽に所管変更になるが、設置は天武・

持統朝頃。

37、村山郡、仁和二年十一月十一日、分最上郡置村山郡（延喜民部式頭注）。

38、置賜郡、持統三年優略雲郡はこの郡のことであろう。天武・持統朝頃設置。

39、雄勝郡、天平五年「於_二雄勝村建_二郡_一居_二民_一」とあるのは後述するように権置で、天平宝字三年「始置_二出羽国雄勝、平鹿二郡_一……等_二駅家_一」により、真郡として建置されたと考える。

40、平鹿郡、雄勝郡とともに天平宝字三年建置。

41、山本郡、貞観十二年郡名初見、貞観頃設置。

42、飽海郡、郡名初見は承和七年であるが、この郡内にあったと考えられる由理櫛が宝龜十一年にみえるからこの前後に設置。

43、河辺郡、承和十年郡名初見、天平頃設置。

44、田川郡、承和六年に郡名初見であるが、出羽郡の建置と同じく、和銅頃設置。

45、出羽郡、統紀、和銅元年九月廿八日「越後国言、新建_二出羽郡_一、許_二之_一」。

46、秋田郡、貞観元年に郡名初見であるが、天平五年に「出羽櫛置_二置於秋田村高清水岡_一」は秋田城のことであり、この直後に設置されたものと思われる。

以上繁をいとわず四十六郡の新置年代を記してきたが、延喜式にみえない郡を文献から拾うと次の通りになる。

47、書紀、天武天皇十一年四月廿二日「越蝦夷伊高岐那等、請_二存人七十戸_一為_二一郡_一。」とある郡については、出羽郡あるいは田川郡の前身とみる説と、まもなく停廃されたとする三説^⑥が行われているが、出羽郡の前身と考えたい。

48、統紀、靈龜元年十月廿九日「於_二香河村造_二建_二郡家_一、」。「於_二閑村、便建_二郡家_一。」とある前者は黒川郡の前身であり、後者は「先祖以来、貢_二猷昆布_一、常採_二此地_一。」とみえるから海岸沿いの地域であり、牡鹿・桃生郡の前身であろう。

49、天平二年正月、「建家千田夷村」とある郡は、「田夷遠田郡」ともみえるから、遠田郡のことと想定したい。

50、宝亀十一年に反乱を起した伊治公皆麻呂は上治郡大領(統紀)、伊治郡大領(公卿補任)の肩書をもつが、これは24の栗原郡建郡記事と矛盾する。後述のように、伊治城との関係から栗原郡には伊治郡の別称があったものと解される。

51、統紀、延暦四年四月七日「……由是權置多賀、階上二郡……望請建為真郡」とあり、この時まで權置であった多賀・

階上二郡が真郡になった。この二郡は、天平勝宝四年に「多賀以北諸郡」とあってその存在を確認できるから、天平頃に設置されたものであろう。和名抄によれば宮城郡下に多賀、階上二郡がみえるから、宮城郡に併合されたことが知られる。

52、後紀、延暦十八年三月七日「陸奥国富田郡併色麻郡、讚馬郡併新田郡、登米郡併小田郡」とある富田・讚馬二郡は、天平頃に設置されたものであろう。

53、後紀、弘仁二年正月十一日「於陸奥国置和我、蕪縫、斯波三郡」とあるが、この三郡は、延喜式、和名抄ともに郡名を欠いているので後述するように權置された郡と考えたい。

54、和名抄卷五白河郡に「国分爲高野郡今分爲大沼河沼二郡」、磐瀬郡に「国分爲伊達郡」、信夫郡に「国分爲伊達郡」とある。大

沼・河沼二郡は会津郡の分置の間違いであり、また伊達郡は信夫郡の分割による新置であって、磐瀬郡の項は行文であろう。これらの諸郡はいずれも和名抄編纂当時——承平年間——における新建であろう。

① ここでは次のものを参照した。

吉田東伍『大日本地名辞書』第五卷、奥羽、井上通泰『上代歴史地理新考』東山道、『宮城県史』第一卷、古代史(伊東信雄氏執筆)、高橋富雄『古代における陸奥国』、『文化』一七—三)

② 先代旧事本紀卷第十、国造本紀、以下同じ。

③ このほか阿岐閉国造の阿岐閉阿比聞説がある(吉田東伍『大日本地名辞書』三九五〇—三九五二頁)。

④ 延喜民部省式頭注。

⑤ 統紀、慶雲四年五月廿六日条。

⑥ 『大日本地名辞書』四〇七頁。『上代歴史地理新考』東山道三六五頁。これに対し伊東信雄氏は丹取郡と名取郡とは別なもので、丹取郡は玉造郡附近に置かれた郡であるという新説を示した(『宮城県史』第一卷一〇一—一〇二頁)。

⑦ 『大日本地名辞書』四〇四八頁引用の『復軒雜纂』は、思国造について「思の字は曰理とありし草体を一字に誤写せる」と推測したのであるが、思国造が阿尺国造と伊具国造との中間に記されるという国造本紀の順序と、地理的に曰理郡が伊具郡に隣接することも併せ考えてこのように比定した。

⑧ この陸奥鎮所と多賀城との関係、およびその成立年代をめぐ

って、著名な多賀城碑文の偽造説とも結びついて、いろいろな見解があるが、詳細は『宮城県史』第一巻一〇二〜一〇一頁にゆずりたい。

⑨ 続紀、天平十四年正月廿三日、陸奥国言、部下黒川郡以北十一郡、雨_ニ赤雪_ニ平地二寸。

⑩ この記事については十一月に乙巳なく、古来錯簡とされているが、板橋源・佐々木博康阿氏の神護景雲三年六月にあてる説に従っておく。*「陸奥国栗原郡成立年代に関する私疑」(『岩手大学学芸部研究年報』第十八巻)。

⑪ 三代実録には、仁和二年十一月十一日、勅分_ニ出羽国最上郡_ニ為_ニ二郡。

⑫ 高橋富雄「古代国家と辺境」前掲、は出羽郡の前身とみなし、『大日本地名辞書』四四四二頁は田川郡の前身と考えているが、井上通泰氏はすぐ停廃されたとした(前掲書、四八五頁)。

⑬ 続紀、宝亀十一年三月廿二日条。

⑭ 延喜式神名下には民部式に記載のない斯波郡があり、ここに志賀理和氣神社をあげている。

⑮ このような和名抄国郡郡里部に補注としてみえる郡の分割については、稿を改めて論ずる予定であるが、これらの諸郡は、中央政府に法的な公認をうけた制定郡ではなく、国郡制の崩壊過程における現象と考えられる。

三

前項では延喜民部式の四十六郡についてその成立年代を

推定し、また延喜式の制定郡としてあらわれないが、その時期までの郡の整備状況を示す史料を紹介したのである。

つぎに、改めて陸奥・出羽の諸郡を成立年代順に配列し直して、その歴史的ならびに地理的な背景について考察してみることとする。そのために、郡をその成立年代からみて四つのグループに区分してみた。

(I) 大化改新時に設置された郡、白河・磐瀬・会津・安積・信夫・磐城・標葉・行方・宇多・伊具・日理の十一郡。

(II) 大化以後養老までに設置された郡、最上・置賜・柴田・刈田・名取・菊多・宮城・田川・出羽の九郡。

(III) 神亀から天応までに設置された郡、黒川・賀美・色麻・玉造・志太・栗原・長岡・新田・小田・遠田・登米・桃生・牡鹿・磐井・雄勝・平鹿・飽海・河辺・秋田の十九郡(ほかに多賀・階上・富田・讃馬の四郡)。

(IV) 延暦以後に設置された郡、耶麻・安達・江刺・胆沢・気仙・村山・山本の七郡(ほかに和我・蕪縫・斯波の三郡)。

右のうち、現在の福島県と宮城県南部に相当する(I)の十一郡は、全国的な国郡制実施と同時に設立されたものである。即ちこの諸郡は早く国造の国としてその名称をあらわ

しているから、大化以前に開拓・経営が行われ、大和國家

の支配力が及んでいた地域である。たしかにこの地域は出羽側に比べると、常陸と下野地方との間に地形的障害はあまりなく、容易に中央國家の勢力が進出できたものであろう。しかし、常陸と下野より北の地域は、本来、道口・道前^①に対する道後で、化外、即ち「教化之所不被」^②であり、

東夷の勢力下にある「蝦夷國」^③であって、中央政府の支配力が浸透するにしたがって、これに個々のに服属するという形をとって、次第に国造國に組込れて、朝貢關係が確立するという経過をたどったものと考えられる。それにこの国造國は、その境域が大化後の郡にそのまま繼承されているという他地域にみられない形態をとっているから、国造國の成立は大化をあまり遡らない時期であったのではないかとみられる。要するに十一郡による道奥國の設置はこうした朝貢制的支配領域の地方行政組織への体制的な再編成を意味するから、他地域における国郡制の成立とは質的に異った性格をもっていることに注意する必要がある。

日本海側においては、大化三年に越國に淳足柵、翌年に石船柵が建造されているから、陸奥側に比べて、この地域の

経営が遅れていたといえる。

(Ⅰ)の諸郡は、仙台平野と山形県地方のほとんどに相当する地域を占めるが、この九郡は蝦夷に対して大きな軍事行動を行わずに令制國家の進出がなされ、蝦夷の大量帰属を伴いつつ陸奥側では柴田・名取・宮城という順序に、内陸部では置賜から最上へ、日本海側では出羽・田川という順序に建郡が進行して行った。この間に和銅五年の出羽國の越國からの分離独立、陸奥國の最上・置賜二郡の出羽國への所管変更、また養老二年の石城、石背兩國の新設とこの二國の数年後における廃止などがつづき、この時期が古代東北における地方行政制度の創設期と考えることができよう。この石城・石背兩國の停廢によって、陸奥國は管郡数・管郷数において異例の大国となり、このことはこれと併行して養老五年に新しく設けられた陸奥出羽按察使の制度とともに、東山道・北陸道から分離せしめられた陸奥と出羽という広域行政組織として注目に値する事実である。

このように、(Ⅰ)の地域の前進拠点として仙台平野と最上川下流平野に多賀城と出羽柵が構築され、律令制的支配体制が確立する神龜年間に入ると、ようやく蝦夷の反抗も激

化しはじめた^⑥。それに対して奈良朝政府は大規模な軍事行動を開始し、天平九年、大野東人將軍は多賀城から出羽柵まで雄勝経由の直路を開き、玉造柵などの五柵を強化して、反乱の組織化・拡大化を防止することに成功した。かくして神龜年間から奈良時代末にかけて東北経営は地域的に大きな進展をみせた。すなわち(Ⅱ)の諸郡は二十一郡にもほり、北上川下流の仙北平野、雄物川流域の横手盆地と秋田平野に拡大したのであるが、この場合、建郡数の少い出羽側が陸奥側よりも早く経営が北進したことは注意される。

しかし、宝龜年間に入ると宝龜五年の海道蝦夷の反乱が端を發した陸奥・出羽两国蝦夷のかつてない組織的抵抗が起り、さらに宝龜十一年には伊治郡大領伊治磐麻呂が突如叛旗をひるがえして按察使紀広純・牡鹿郡大領道嶋大楯等を殺し、伊治城・多賀城を攻略し、仙北・仙台平野が再び蝦夷の手に戻るといふ混乱した事態に突入した^⑦。この事件は延暦・弘仁時代にあとをひき、中央政府による積極的な蝦夷征伐を必然ならしめ、ここに東北古代史における最大の動乱期を迎えることになるのであった。こうした蝦夷の組織的反乱は、神龜・天平頃から急速に進んだ城柵の建設、

軍事的圧力による蝦夷地の令制国家への編入という支配体制の強化がもたらしたものと考えられる。すなわち、この時期に中央政府は、城柵の建設に伴い東山・東海・北陸諸道の国々から柵戸を計画的に移住せしめて、土地開発を大々的に展開するとともに、郡郷里という地方行政機構を整備し、造籍・班田制などを強力に実施して行ったからである。

(Ⅱ)の諸郡と(Ⅲ)の諸郡とを分つ線は、陸奥側においては標高一、五〇〇メートルの船形火山群から東側にのびる黒川丘陵、出羽側では奥羽山脈の須川火山群から鳥海火山群にかけて東西走する山脈にあたる。前者は名取川三角洲を主とする仙台平野と迫川・江合川・鳴瀬川の形成した仙北平野とを分つ自然的境界をなし、この丘陵の東端は松島灣となる。後者は日本海岸近くに標高二三三〇メートルの鳥海山がそびえ、庄内平野と本荘・秋田平野を明確に分離させ、また鳥海山から栗駒山までほぼ東西走する山脈は、その中間に四二七メートルの雄勝峠を有するが、横手盆地と新庄盆地の明白なる分界線をなしている。この黒川丘陵と栗駒山——鳥海山との自然的境界線は東北古代史において重要

なる役割を演ずることになる。

(IV)の延暦・弘仁時代になると、陸奥・出羽の政情はますます悪化し、北上川中流域に大軍が派遣され、蝦夷攻防戦が繰り広げられることになった。その結果をみれば気仙・江刺・胆沢・山本の四郡が新たに追加された。しかしながら、この時期における北上川中流域から出羽に及ぶ地域の蝦夷征討および新郡建置は、あくまで(Ⅲ)の諸郡の確保とその政治的安定に目標が置かれていたことに注意せねばならない。このことは和我・葦縫・斯波の三郡が志波城の構築によつて一応征服された後、郡の新置があつたにも拘らず後述するように権置の形のまま永く維持されて、胆沢以南の内郡化された地域と蝦夷地との間の緩衝地帯となつていたことにも関連する。そのうえ、この時期は郡の新置よりも既成郡の再編成がより顕著な傾向である。すなわち耶麻・安達・村山の三郡が既成郡(いずれも(I)の郡)の一部を分割して新置され、加えて多賀・階上二郡の権郡より真郡への昇格とその後の宮城郡による併合、また富田・讚馬両郡の隣接郡による吸収合併が行われている。このような諸点からみると、延暦以後はフロンティアの北進に伴つて新らしく

獲得した蝦夷地に郡の新置もなされたが、むしろ既成郡の再編成・再整備期としての特徴をもつものといえよう。

- ① 常陸風土記、多珂郡の条。
- ② 令義解、卷二、戸令、化外奴婢条。
- ③ 書紀、敏達天皇十年閏二月、および舒明天皇九年。
- ④ 常陸国と伊予国がややこれによく似ている。
- ⑤ 齐明天皇四年・五年・六年における阿倍臣比羅夫の遠征は「船師」によるものであり、またその記事がそのまま史実を示しているわけではない——坂本太郎「日本書紀と蝦夷」(古代史談話会編『蝦夷』)——から、一時的なものと解される。同様にこの時にみえる齋田・淳代・津輕の三郡は制定県とは異つており、郡大領の名称も蝦夷の族長に臨時に与えたものであろう。
- ⑥ 土田直鎮「石城石背両国建置沿革余考」(『歴史地理』八三一—一)。
- ⑦ 拙稿「式と抄によつて」(『人文地理』九一四)、および高橋富雄「古代における陸奥国」前掲。
- ⑧ 続紀、神亀元年三月廿五日、同二年三月十七日。
- ⑨ この反乱については門脇頼二「蝦夷の叛乱」(『立命館文学』九六)を参照。

四

陸奥・出羽における最高軍政府たる鎮守府は養老六年には早くも陸奥鎮所^①として正史にその姿をみせ、神亀元年頃

第一表 城 棚 と 郡

	棚 関 係 項 目	郡 関 係 項 目
1、出羽	a、和銅二年七月一日、出羽棚（統紀）…初見 b、養老元年二月廿六日、出羽棚（統紀）…終見	イ、和銅元年九月廿八日、出羽郡（新置）（統紀）
2、秋田	a、天平五年十二月廿六日、出羽棚を秋田村に遷置（統紀） b、寛平九年七月廿二日、秋田城（紀略）…終見	イ、延暦廿三年十一月廿二日、秋田城…停城為郡（後紀）
3、雄勝	a、天平宝字元年七月十二日、小勝村乃棚戸（統紀） b、天平宝字二年十二月八日、造小勝棚（統紀） c、元慶三年六月廿六日、雄勝城（三寒）…終見	イ、天平五年十二月廿六日、於雄勝村建郡居民（統紀） ロ、天平宝字三年九月廿六日、始置出羽国雄勝郡（統紀） ハ、延暦二年六月一日、更建郡府招集散民（統紀）
4、多賀	a、神亀元年二月廿二日、陸奥国筑所（統紀） b、天平九年四月十四日、多賀棚（統紀）…初見 c、承和六年四月廿六日、多賀城（統後紀）…終見	イ、天平勝宝四年二月十八日、多賀以北諸郡（統紀） ロ、天平神護二年十一月七日、宮城郡（統紀） ハ、延暦四年四月七日、多賀郡真郡となる（統紀）
5、玉造	a、神亀五年四月十一日、改丹取軍団為玉造軍団（統紀） b、天平九年四月十四日、玉造棚（統紀）…初見 c、承和四年四月十六日、玉造塞（統後紀）…終見	イ、神護景雲三年三月十三日、玉造郡（統紀）
6、新田	a、天平九年四月十四日、新田棚（統紀）…初見、終見	イ、神護景雲三年三月十三日、新田郡（統紀）
7、牡鹿	a、天平九年四月十四日、牡鹿棚（統紀）…初見、終見	イ、天平勝宝五年六月八日、牡鹿郡（統紀）
8、色麻	a、天平九年四月十四日、色麻棚（統紀）…初見、終見	イ、延暦八年八月三十日、色麻郡（統紀）
9、桃生	a、天平宝字二年十月廿五日、造桃生城（統紀） b、宝亀六年十一月十五日、桃生城（統紀）…終見	イ、宝亀二年十一月十一日、桃生郡（統紀）
10、伊治 栗原	a、神護景雲元年十月十五日、知伊治城作了（統紀）…初見 b、延暦十五年十一月廿一日、伊治城（後紀）…終見	イ、神護景雲元年十一月乙巳、置栗原郡（統紀） （三年六月か）
11、胆沢	a、延暦廿一年一月九日、造陸奥胆沢城（紀略） b、承和六年四月廿六日、胆沢城（統後紀）…終見	イ、延暦廿三年五月十日胆沢郡（後紀）
12、志波 斯波	a、延暦廿二年二月十二日、造志波城所（紀略） b、弘仁二年十二月十一日、志波城遷立便地（後紀）	イ、弘仁二年一月十一日、置斯波郡（後紀）

に鎮守府と称されるようになったが、この鎮所は最初から多賀城の地であつて、のちに胆沢城に移つたと考へたい。

ここに派遣される鎮守將軍・鎮守府將軍は陸奥守や征夷大將軍が兼任することもあつたが、その軍事権は元來陸奥國だけに及ぶもので、出羽國は征越後將軍の後身、持節鎮狄將軍が支配し、さらにこの兩國の上に征夷大將軍が任命されていたのである。しかし、鎮狄將軍は延曆以降はその補任の例がみえず、鎮守將軍が出羽國に軍事権を行使する場合が多く認められている^⑤。そのことが、鎮守府將軍と征夷大將軍の根拠地として、多賀城——胆沢城の古代東北に占める中心的地位、即ち古代東北経営の地域中心的性格を十分に裏書しているものといえる。したがつて、この多賀城——胆沢城を拠点として、いわば本城に対する出城として各地に城柵という軍事基地が建設され、蝦夷征伐が進められたのである。そこで、こうした城柵が郡という地方行政組織と如何なる關係にあつたのかを検討してみよう。

城と柵とは塞・營なども混称されるもの、考古学的な発掘調査の結果によれば、城と柵は方形・不整形・楕円形などとなつていて必ずしも形態上の相違があるわけでない^⑥。

かかる城柵と郡との關係を考へる場合、まず城柵名と郡名が一致する例が第一表のように十二を数え興味をひく。これら十二例が出羽城・胆沢城・志波城を除けばいずれもⅢの諸郡であるのは、対蝦夷の軍事行動の活潑化と歩調を合わすものであることは云うまでもない。第一表はこの城柵と郡について、その建置年代或いは初見年代の前後關係を示したものである。この表によれば、出羽柵・雄勝柵の特殊例はあるけれども、大体、城柵の建置が郡のそれよりも先行していることがわかる。すなわち蝦夷地の軍事的經營が城柵を中心にして進展し、ついでその地域が郡による民政へと移行するという段階を経てゐる。この城柵による軍政から郡という民政への切替は、編戸による郷里制の整備をも伴い、これによつて賊地の令制國家への編入と帰服した蝦夷の「課役民」化が完了するのであるから、この切替を可能なかぎり早急に行うことが政策的に要請されたのではないかと考へられる。第一表は必ずしも城柵と郡の兩者についての建置年代を示さないが、桃生城では(a)と(i)の間が十三年(神護景雲三年の「桃生城營造已畢」と桃生郡の間をとなれば二年九ヶ月)、伊治城では(a)と(i)の差は一年八ヶ月、胆

沢城では二年四ヶ月、志波城では七年、雄勝城では(b)と(c)の差は十ヶ月となり、若干郡の設立がおそくなっている場合があつても築城の着工から完成まで相当長期を要したことも考えられるから、大体、城柵から郡制への転換は城柵建置から一・二年後であることが知られる。郡制がその後順調に行けば、城柵はまもなく廃止されたことは、平安時代に入れば軍事拠点として重要な多賀・胆沢・徳丹（志波城の後身）^⑥・雄勝・秋田の六城以外が文献に記されないことから推測されるが、城柵の停廃は残念ながら知りえない。

このように城柵と郡の名称が同一の場合、郡の中心たる郡家は城柵に併置されるものであろうか。この点については、栗原郡の「本是伊治城」と秋田城の「停城為郡」の二史料から、妥当な解釈のようにみえる。しかし後者は、

一、出羽国守正五位下藤原朝臣興世飛騨上奏、夷俘叛乱、今月十五日焼、捐秋田城并郡院屋舍城辺民家…（三代実録元慶、二年三月廿九日）

二、秋田郡城邑官舎民家、為凶賊所「焼亡」之状、…：城、北郡、南公、私、舎、宅、皆悉焼残、…（三代実録、元慶二年四月四日）

とあつて、秋田城と秋田郡の郡家が別個のものであること

が明らかである。また足利健亮氏は東北地方に分布する郡地名に着目し、それが郡家に由来することを考え、とくに雄勝郡家とみられる雄勝郡羽後町郡山が雄勝城址の位置する台地の直下にあり、両者が全く近接位置にありながらも区別されねばならぬことを論じた^⑦。したがつて戦術的な位置を選んで城柵が建置されると、次段階にはそれに接続して郡衙を設置して城柵と郡家が並行し、さらに軍事的安定をまつて城柵が停廃され、郡制一本になるという段階を経過するのが一般的であつたと言わなければならない。

とはいえ、城柵は第一表につきるのではなく、そのほかに覚繁柵^⑧・由利柵^⑨・大室塞^⑩・衣川宮^⑪・中山柵^⑫・徳丹城^⑬・野代宮^⑭などが文献に散見する。したがつてここで郡という制度的地域の形成において、城柵が如何なる役割を果したのかを見極める必要があろう。前述のように城柵と郡が呼称において一致する場合には、建郡のプロセスとして城柵が地域形成の中核をなしたであろうと思われるが、しかし城柵と郡家とは地域中心としての性格が相異している点をおのづかきである。すなわち城柵は本来的に蝦夷征伐のための前進基地・兵站基地、或いは確保・占領した

地域の防禦基地であつて、屯田兵的な移住農民である柵戸^①による開發を伴つてはいたが、軍防令にみるように辺境ではすべての民を營堡内に置く方針であるから、開拓の先駆的役割を担つたものと評価できる。一方、郡家は郡という行政区画の中心官衙、いわゆるコホリのミヤケであつて、郡家設置は行政区画としての郡の設置をも意味しているから、郡家は郡という制度的地域の中心的機能が最初からその屬性であるといえる。ただ東北地方では、郡家の造建が郡という地域単位における組織的開拓をも同時に意味するものであつた点が重要である。要するに城柵は蝦夷地における古代国家側の経営の初期に強力な地域中心としての機能をもち、郡の創設にあつて城柵を中核とする地域が郡の境域を構成する場合が当然多かつたと考えられるが、それには城柵による拠点的・部分的開拓から郡家による組織的・広域的開拓への移行が相伴つていたのであり、また他方では、城柵から距離的に離れた場合に最初から郡家が地域中心となつて開拓が展開されて行つたと解される。勿論ここで云う開拓とは、柵戸中心の条里制的土地開發が中核になるものであるが、後述するように浮囚中心に新郡が設

置された時には、彼等の勞働力が柵戸よりも重要な役割を果したであらう。

以上のように考えれば、牡鹿郡に牡鹿柵とは別に桃生柵が建置されたこと^②や、あるいは小田郡中山柵の如く郡名と一致しない城柵があることなどから、郡が城柵よりも広範闊な統治領域をもつとみなすのは適當ではない。③というのは、郡と城柵の統治のあり方には差異があり、城柵は郡のような固定した統治領域を最初から保有しているわけではなく、蝦夷経営の政策やその地域的進展状況に依つて城柵の管轄領域は変動する性格のものであるからである。その上文獻にみえる城柵の数は郡に比して少く、郡の境域は城柵の支配領域よりも面積的に狭少であると考えざるをえないからである。たとえば雄勝城の建置直後に雄勝・平鹿二郡が同時に新設されているのは、雄勝城の軍事的支配がこの二郡の土地、すなわち横手盆地の主要部分に及んでいたことを物語っている。弘田柵は盆地北部の雄物川支流の玉川の流域に対する軍事基地であらう。

① 統紀、養老六年閏四月廿五日、同年八月廿九日。

② 統紀、神龜元年二月廿五日。

- ③ たとえば、統紀、宝亀八年十二月十四日など。
- ④ 板橋源、佐々木博康「陸奥国栗原郡成立年代に関する私疑」前掲、によれば、天平までは柵とだけ称せられ、宝字以降延暦までは柵・城・營・塞などが混称され、大同以降は統一的に使用されている。
- ⑤ 上田三平「私田柵趾・城輪柵趾」（文部省『史蹟精査報告』三）岩手県教委『胆沢城跡』、文化財調査報告第四集、第六集。なお秋田城・多賀城は不整形の形態である。
- ⑥ 井上通泰『上代歴史地理新考』四四一頁。
- ⑦ 足利健亮「城柵と郡家」（昭和三十七年十一月、人文地理学会大会、発表）。
- ⑧ 統紀、宝亀十一年二月二日。
- ⑨ 統紀、宝亀十一年八月廿三日。
- ⑩ 統紀、宝亀十一年十二月十日。
- ⑪ 統紀、延暦八年六月九日。
- ⑫ 後紀、延暦廿三年正月十九日。
- ⑬ 統紀、弘仁五年十一月十七日。
- ⑭ 三代実録、元慶二年四月廿六日。
- ⑮ 高橋富雄「東北古代史上の柵戸と鎮兵」（『日本歴史』九〇）、板橋源「柵戸考」（『岩手大学文学部研究年報二」）。
- ⑯ 統紀、天平宝字四年正月四日。
- ⑰ 板橋源、佐々木博康、前掲④。

五

前節までに何度も必要にせまられながらも故意に無視してきた「権郡」の問題を、あらためてここで取扱ってみよう。この「権郡」という語句が史料の上で明瞭に使用されているのは多賀・階上二郡だけであるが、それ以外に実例があるものかどうか、また権郡と真郡の相異はどこにあるのか、権郡が何故出現したのか、あるいは東北古代史と郡成立史において権郡が如何なる地位をしめるのか、などといった権郡の歴史的、地理的な意義を説明しなければならなくなる。

まず第一に権郡という形式はどの程度実施されたものであろうか。史料的に明白なものおよびその疑問を抱かせるものを列挙すると次の通りである。

- (A) 中納言從三位兼春宮大夫陸奥按察使鎮守將軍大伴宿弥家持等言、名取以南一十四郡、僻在山海、去塞懸遠、属有微發、不會機急、由是權置、多賀、階上、二郡、募集百姓、足人兵、於國府、設防禦、於東西、誠是備預不慮、推鋒万里者也、但以、徒有開設之名、未任統領之人、百姓願望、無所係心、

望請、建為真郡、脩置官員、然則民知統撰之愾、賊絕窺盜之望、許之。(統紀、延曆四、四月辛未)

(B) 越蝦夷伊高岐那等、請俘人七人戸為一郡、乃聽之。(書記、天武天皇十一年四月甲申)

(C) 陸奥蝦夷等三等邑良志別君宇蘇弥奈等言、親族死亡子孫、常恐被狄徒抄略乎、請於香河村、造建郡家、為編戶民、永保安堵、又蝦夷須賀君古麻比留等言、先祖以來、貢獻昆布、常採此地、年時不闕、今國府郭下、相去道遠、往還累旬、甚多辛苦、請於閑村、便建郡家、同百姓、共率親族、永不闕貢、並許之。(統紀、靈龜元年十月丁丑)

(D) 陸奥國言、部下田夷村蝦夷等、永俊賊心、既從教諭、請建郡家于田夷村、同為百姓者、許之。(統紀、天平二年正月辛亥)

(E) 出羽柵邏置於秋田村高清水崗、又於雄勝村建郡居民焉。

(統紀、天平五年十二月己未)

(F) 始置出羽國雄勝、平鹿二郡、玉野、遊翼、平才、横河、雄勝、助河、并陸奥國嶺基等、賦家。(統紀、天平宝字三年九月己丑)

以上のうち(A)の多賀・階上二郡については、これまで権置されていた二郡が、この時に真郡に昇格したのは明白である。次に(C)の香河村、閑村と(D)の田夷村に新置された三

郡のことであるが、これと類似した事例を他国でさがすと次の三例がある。

(F) 倭後國葦田郡甲努村、相去郡家、山谷阻遠、百姓往還、煩費太多、仍割品遲郡三里、隸葦田郡、建郡於甲努村。(統紀、和銅二年十月庚寅)

(G) 撰津職言、河辺郡玖左佐村、山川遠隔、道路險難、由是、大宝元年、始建館舎、雜務公文、一准郡例、請置郡司、許之、今能勢郡是也。(統紀、和銅六年六月己卯)

(H) 大隅國菱刈村浮浪九百卅餘人言、欲建郡家、詔許之。(統紀、天平勝宝七年五月丁丑)

これらの事例は香河村などと同様に特定の村に郡家を新設して別郡を建てているが、(H)のケースは奥羽と同じく大隅國菱刈村とあるから、隼人國の令制による組織化の一環としての建郡とみられ興味深い。他方、(F)と(G)は既成郡の分割による新置であるから、奥羽と同一に論ずるのは危険であるが、二例とも所屬の郡家から遠距離にあり、また地形的に山間僻地にあるという地理的条件が、新置の理由になっているのは(C)でも同じである。しかし、そのことよりも、とくに(G)は、まず大宝元年に「准郡例」という権郡にな

り、十二年後に郡司を設けて真郡になっていること、しかも権置された郡家の所在地玖左佐村と真郡の能勢郡が名称において相異していることに注意される。ところが、(C)と(D)の三郡が延喜式や和名抄にみえないのは、俘因郡であったから永続しなかったと理解するか、或いは単に名称が変更したためにその後の歴史がたどれないと考えるか、二様の解釈が可能である。しかしこの点については、田夷村健置郡がのちの遠田郡の前身であるのが「田夷遠田郡」⁽²⁾なる記事から判明すること、および能勢郡の事例から後者、すなわち郡の名称が変更したためと推測したい。それ故、このように郡が郡家の設置された村の地名と異っている点、また建郡の場合に郡の名称を記さない点、それに俘因を主体にした建郡である点、以上の三つの理由から(C)・(D)の三郡は権郡として設立されたと考えたい。前述したように香河村建置郡は黒川郡、閉村建置郡は牡鹿郡の前身であろう。なお、(B)の場合も俘因による建郡であるから、出羽郡の前身としての権郡ではなからうか。

つぎに(E)の雄勝郡については史料解釈の如何によって権郡問題を解決できる。(H)は国史大系本によったもので、こ

れでは二郡の新置とはならないが、朝日新聞社本によれば次のように記事が違ってくる。

(イ) 始置^イ出羽、国雄勝、平鹿二郡及玉野、避翼、平才、横河、雄勝、助河、并陸奥、国嶺基等、駅家。

この二つのうち、(ロ)の方は玉野・避翼・平才・助河の四駅が雄勝・平鹿二郡には所屬していない⁽³⁾という地理的事実があり、それに文章構成上この訓点は無理であり、このままの文章でも二郡と玉野以下の駅は同格とみるべきであるので、(ハ)の方を採択すべきである。そうなると、天平宝字二年に雄勝郡新置となって(イ)の記事と矛盾する。この点に関して、従来は(イ)を権郡設立、(ハ)を真郡設置とみるのが通説⁽⁴⁾になっていたのに、最近佐々木博康氏が疑問を投げかけ、(イ)を建郡の計画と理解した⁽⁵⁾。しかし筆者は佐々木氏の権郡批判には必ずしも賛同しえない⁽⁶⁾。また天平九年の大野東人による出羽柵への直路開通の時にみえる雄勝村は郡家建置後としては理解に苦しむが、「雄勝村俘、長等三人來降」とあり、雄勝村がかつて中央国家に服属した事実を示しているから、通説のように(イ)は権郡の形をとっていたのが、その後また蝦夷の支配下に戻ったものと考えられないだろう

か。

それから、栗原郡は建置後も「伊治城」と「伊治村」^⑦が存在していること、また宝亀十一年の伊治公皆麻呂は伊治郡（上治郡）大領の肩書をもっていることから、栗原郡設立以前に伊治村に郡家を設け伊治郡という権郡が成立していたのではないかと推測できる。それに弘仁一年設立の和我・葦縫・斯波の三郡は、延喜式・和名抄ともにみえないので、これも権置ではなからうか。

以上で権郡とみられるケースが十一例にものぼったわけで、決して看過できる問題ではない。それでは権郡とは如何なるものなのか、とくに真郡との相異はどこにあるのだろうか。史料(A)・(G)からは「統領之人」、すなわち大少領・主政・主帳などの「郡司」が権郡では任命されていないことが、真郡との相異点であるだけしか知りえない。この郡司職が欠けているのなら当然下部の行政組織たる郷里制の存在が疑問視されてくるが、「為編戸民」、「同百姓」などはむしろ逆に、帰服した蝦夷を造籍——郷里制にて編成することを示しているようにみえる。しかし、俘囚となつて直ちに編戸の民となるのではなく、相当の年月を要す

るのが一般的であるから、権郡という形をとる場合は郷里制を欠如していたと云つてもよからう。^⑧

つぎに、こうした権郡という形式がとられねばならなかつた理由を考えてみたい。この問題においては、(A)の記事中、名取郡以南の諸郡が多賀城から遠距離にあつて機急の事態に徴発ができないから、かりに郡をおき「募集百姓、足人兵於国府、」とある点に注意したい。すなわち城柵や国府において必要とする人夫・兵士の現地における簡便な調達方法として採用したのが権郡という形式であつた。換言すれば不慮の際にそなへて防禦体制をととのへるために、郡家を設置して住民を集団居住せしめ、国府（城柵）に人夫・兵士を差発するという現実的要求が、権郡設立の主要原因であつたことが知られる。したがつて蝦夷との関係が悪化すればその要請がより強くなつて権郡設立が増加したと考えられるから、前記の(Ⅲ)と(Ⅳ)の諸郡中にこの権郡のプロセスをとる例が多いのである。それとともに、帰属した蝦夷を早く国家体制の中に組入れ、俘囚の勢力を反対に蝦夷征伐に利用しようという中央政府と国衙側の意図があつたに違いない。

また前項でも言及したが、辺境の諸郡では住民をすべて城壁内におく規定があるにも拘らず、城柵は必ずしも郡と並行せず、その数が郡より少なかったのであるが、多賀・階上二郡のように建郡して「募集百姓」したり、雄勝郡のように「建郡居民」しめたり、さらに雄勝・平鹿二郡の如く「更建郡府、招集散民、」したりしているのは、郡家が城柵と類似した役割を果していることを物語っている。すなわち、郡家が城柵と接続していても、離れていても、いずれの場合も郡家が防禦の性格と開拓基地の性格を有し、そこに住民を集団居住せしめている。この意味でも、とくに蝦夷と境を接するフロンティアの諸郡においては、郡家による開発という過程が城柵建置のあとに接続したと考えざるを得ない。

最後にこれらの権郡設立が帰属した蝦夷の要請によって行われて、族長の率いる部族的結合がそのまま郡という地方行政機構の中に取り入れられているのは注意を要する。というのは、このことは制度的地域たる郡を設置する際に、蝦夷の部族社会において自生的に形成されていた地域をそのまま継承することの可能性を示すからである。したがっ

て、それは夷俘の族長を郡司や村長、或いは軍団の幹部などの地方行政の末端機構に任命し、彼等を現地支配機構のなかに組織するという律令政府の蝦夷懐柔策、換言すれば「以夷撃夷、古之上計」^①と後代になって評された蝦夷経営政策の最も重要な部分をなすものであろう。

① 菱刈村建郡以前に、唱夷国が薩摩国に改められ（統紀、大宝二年十月三日）、また大隅国が日向国の四郡を割いて新置されている（統紀、和銅六年四月三日）。

② 統紀、天平九年四月十四日。

③ 玉野駅は別に最上郡玉野とみえ（統紀、天平九年四月十四日条）、避翼と平才両駅は村山郡（現在の最上郡）内にあり（井上通泰、前掲書四九一、四九九頁）、助河駅は別に向化俘地として添河・朔別・助川の三村の名がみえ（三代実録、元慶二年七月十日条）、添川は和名抄では秋田郡に入っているから、助川も同様であろう。

④ 『大日本地名辞書』四五四二頁。『上代歴史地理新考』東山道 五〇〇頁。

⑤ 佐々木博康「戦後における古代城柵の研究」（『岩手史学研究』四〇号）。

⑥ 佐々木氏の権郡批判説の要点は、権郡とみるべき積極的根拠がないこと、積雪寒冷期に城柵の完成した例が他にない点、それに築城置郡という過程をたどっていない点の三つである。たしかに権郡であったという積極的理由はないが、(イ)と(ロ)からそ

う考えることが可能であるし、また積雪寒冷期でも建郡の事例は(伊)や和我・蕪縫・斯波郡、あるいは秋田郡(第一表、2のイ)、丹取郡などと珍らしくはない。それに築城置郡というプロセスは必ずしもすべてにあてはまるものではないことは前述した。

⑦ 統紀、神護景雲三年六月十一日、類聚国史、延暦十一年正月十一日。

⑧ 類聚国史、弘仁七年十月十日、同、弘仁十三年九月廿六日。

⑨ 能勢郡では「雑務公文、一准『郡例』」とあるが、これは畿内における既成郡の分割という形をとる権郡のためであろう。

⑩ 伊治郡大領の伊治公若麻呂或いは田夷遠田郡領外従七位上遠田君雄人(統紀、天平九年四月十四日)、遠田郡領外正八位上敷八等遠田公押人(統紀、延暦九年五月五日)などはその代表的な例である。

⑪ 三代実録、元慶二年九月五日。

六

つぎには東北地方における四十六郡の規模を吟味することによって、郡の地理的性格を考察してみたい。郡の等級区分は大化改新時の大郡(四十里)・中郡(四〇三十里)・小郡(三里)という三等級から、大宝令に五等級、すなわち大郡(十六〜二十里)・上郡(十二〜十五里)・中郡(八〜十一里)・下郡(四〜七里)・小郡(二・三里)へと改定されたが、

それ以後変化はないので、和名抄記載の管郷数にこの規定を適用して、全国的に郡の地理的規模を計算したのが第二表^⑤である。

この表において、一郡平均郷数とは国ごとに全郷数を郡の数で除したもので、全国的には常陸の十四を最高に薩摩の二・七の最低までいろいろな段階があるが、法制的に郡の規模は三里から二十里までと五十戸一里制に比べてその中に相当大きい余裕が認められているにも拘らず、現実にはそれほど差がないことがわかる。すなわち六・九郷(里)平均と下郡の上位程度の制度的地域が、実質的に村落の上に位する第二次圏的な性格をもつ単位地域として社会・経済などの諸側面に機能を有していたのではないかと考えられる。この観点から、五畿七道の諸国をみると、八郷以上の国二十、八〜六郷の国三十三、六郷以下の国二十三と三つのグループに分けることができる。またとくに一郡当りの平均管郷数の多い国は、山城・尾張・参河・常陸・越前・越中・丹波・美作などの諸国で、いずれも条里制による平野の開発が進み農業生産力の水準が高い地域とみられるが、常陸のように郡の面積が巨大な場合も含まれ

第二表 郡の規模

	国 等級	大郡	上郡	中郡	下郡	小郡	計	郷数	一郡平均郷数
山城	上	0	3	4	1	0	8	79	9.9
大和	大	0	0	3	12	0	15	89	5.9
河内	大	0	0	3	9	2	14	80	5.7
和泉	下	0	0	2	1	0	3	24	8.0
摂津	上	0	1	3	7	2	13	79	5.2
小計		0	4	15	30	4	53	351	6.6
伊賀	下	0	0	0	2	2	4	18	4.5
伊勢	大	0	1	3	9	0	13	94	7.2
志摩	下	0	0	1	1	0	2	14	7.0
尾張	上	0	2	3	3	0	8	69	8.6
参上	上	1	1	3	3	0	8	70	8.8
遠上	上	0	1	4	8	0	13	96	7.4
駿上	上	0	0	5	2	0	7	60	8.6
伊豆	下	0	1	0	1	1	3	21	7.0
甲斐	上	0	0	2	2	0	4	31	7.8
相模	上	1	1	0	6	0	8	67	8.4
武蔵	大	0	0	6	12	3	21	120	5.7
安房	中	0	0	3	1	0	4	32	8.0
上総	大	0	0	3	8	0	11	76	6.9
下総	大	1	1	2	7	0	11	91	8.3
常陸	大	5	2	2	2	0	11	153	14.0
小計		8	10	37	67	6	128	1012	7.9
近江	大	0	1	6	5	0	12	96	8.0
美濃	上	0	3	3	12	0	18	132	7.3
飛騨	下	0	0	0	2	1	3	13	4.3
信濃	上	0	0	4	5	1	10	66	6.6
上野	大	0	2	4	7	1	14	102	7.3
下野	上	0	2	2	3	2	9	70	7.8
陸奥	大	1	1	5	19	8	34	182	5.4
出羽	上	0	0	4	6	0	10	71	7.1
小計		1	9	28	59	13	110	732	6.7
若狭	中	0	0	1	2	0	3	17	5.7
越前	大	0	1	4	1	0	6	55	9.2
加賀	上	0	0	3	1	0	4	30	7.5
能登	中	0	0	2	2	0	4	26	6.5
越中	上	0	1	3	0	0	4	42	10.5
越後	上	0	0	1	4	2	7	34	4.9
佐渡	中	0	0	2	1	0	3	22	7.3
小計		0	2	16	11	2	31	226	7.3

る。一方、とくに一郡当りの平均管郷数の少ない国は、伊賀・飛騨・越後・隠岐・備後・肥前^①・大隅・薩摩などの諸国で、いずれも平野の少ない山がちの地形的条件をもつ国か或いは

辺境の諸国であって、一応後進地域と解しうる。勿論、管郷数が少くとも、それは郡の境域が狭少なため、かえって先進的性格をもつこともあり、従って右の推測は郡面

	国の等級	大郡	上郡	中郡	下郡	小郡	計	郷数	一郡平均郷数
丹波	上	1	1	4	0	0	6	68	11.3
丹馬	中	0	0	1	4	0	5	35	7.0
但因	上	0	0	4	4	0	8	59	7.4
伯幡	上	0	1	1	5	0	7	50	7.1
出香	上	0	1	2	3	0	6	48	8.0
石雲	上	0	0	7	3	0	10	78	7.8
隠見	中	0	0	3	2	1	6	37	6.2
岐岐	下	0	0	0	0	4	4	12	3.0
小計		1	3	22	21	5	52	387	7.4
播磨	大	1	1	4	6	0	12	98	8.1
美作	上	0	2	2	3	0	7	64	9.1
備前	上	0	0	2	6	0	8	51	6.4
備中	上	0	2	2	5	0	9	71	7.9
備後	上	0	0	0	11	3	14	65	4.7
安芸	上	0	1	2	5	0	8	63	7.9
周防	上	0	0	3	3	0	6	46	7.7
長門	中	0	0	4	1	0	5	40	8.0
小計		1	6	19	40	3	69	498	7.2
小紀伊	上	1	0	0	6	0	7	56	8.0
淡路	下	0	0	1	1	0	2	17	8.5
阿波	上	0	0	2	6	1	9	46	5.1
讃岐	上	0	1	5	5	0	11	90	8.2
伊予	上	0	0	1	11	2	14	72	5.1
土佐	中	0	0	3	4	0	7	43	6.1
小計		1	1	12	33	3	50	324	6.5
筑前	上	0	1	3	10	1	15	102	6.8
筑後	上	0	0	2	7	1	10	54	5.4
豊前	上	0	0	2	5	1	8	43	5.4
豊後	上	0	0	2	4	2	8	47	5.9
肥前	上	0	0	0	9	2	11	43	3.9
肥後	上	0	0	0	9	2	11	43	3.9
日向	大	0	1	5	8	0	14	99	7.1
大隅	中	0	0	2	3	0	5	28	5.8
薩摩	中	0	0	1	5	2	8	37	4.6
老岐	中	0	0	0	3	10	13	35	2.7
对馬	下	0	0	0	2	0	2	11	5.5
小計		0	2	17	58	19	96	508	5.3
全国		12	37	166	318	55	589	4038	6.9

⑥ 積との関係を考慮しなければならないことはいうまでもない。

ところで、陸奥・出羽の両国は五・四と七・一と予期した

ほど低い数字にはならない。しかしながら、陸奥では三十四郡のうち下郡が十八ともっとも多く、これに小郡を合すると総数の約八割になる。下郡の多いのは全国的な趨勢

であり、18³⁴/₃₁₈は⁵⁸⁸/₅₈₈と極めて近似した数値になる。したがって陸奥の場合は小郡が多いことが特徴となる。出羽の一郡平均郷数は全国的傾向とほとんど変わらず、むしろ中郡が多くなっている。

陸奥では大・上・中郡などの管郷数の多い郡は、白河・会津・信夫・柴田・安積・磐城・宮城などで、宮城以外は国造国から郡になった所の(I)の諸郡であることが注意をひく。これらは前記の常陸と同様に郡面積が広大なためである。宮城は多賀・階上二郡を吸収したのだから、これらの諸郡と区別する必要がある。一方小郡は黒川・賀美・志太・長岡・遠田・登米・気仙・牡鹿の諸郡となり、気仙以外は(II)期の諸郡であるとともに、前項で権郡形式をとったと推定した黒川・遠田両郡が入っているのは興味深い。遠田郡は二郷のうち余戸を含むから、大宝令の認める最低規模である。それに宮城郡に併合された多賀・階上二郡も合併前は小郡であろうし、また色麻・新田両郡はそれぞれ四郷を所屬せしめるが、富田郡と讚馬郡を吸収しているから、併合以前の色麻・新田と富田・讚馬の四郡はいずれも管郷数二二であろう。

このように小郡がとくに仙北平野に集中する事実を如何に考えたらよいであろうか。まずこの平野が地形的に複雑な構造をもっている点があげられる。仙北平野は、迫川・江合川・鳴瀬川の三川が開析した広い谷形が地盤の沈下をおこし、さらに三川の堆積物によって埋積された沖積地で、河川からやや離れた所は多儲沼・蕪栗沼・長沼・伊豆沼などの湖沼や沼沢地が後背湿地として多数残存し、加えて丘陵や山地が環状をなして散在するので、極めて複雑な平野地形となっている。こうした地形的環境が小郡を成立せしめた一条件であろうが、それだけでは充分な説明にならない。筆者はこの事実を前述した「権郡」問題と結びつけて把握しようのではないかと考えている。つまり柵戸による開拓がまだ充分に進展せず、帰服した蝦夷を主体にして権郡形式をとったこと、またそれが現地における自生的地域を継承したことなどが、小規模な郡を形成せしめた主要因であろうと考えたのである。なお大隅や薩摩のように中央国家への帰服が遅かった場合も、奥羽と同様に小郡が多いことは、この推測を助けるものと思う。

とはいえ、出羽国の場合は陸奥と異った傾向をもって

るので、右の推定が必ずしもすべての郡に通用するとは限らないことになる。しかし、天平時代から延暦・弘仁頃にかけての積極的な蝦夷征討がもつぱら陸奥側で行われ、出羽側では組織的反抗がほとんどなく、奈良時代末には秋田近辺まで経営が進んでいたという、陸奥と出羽との明瞭な地域差を、この場合想起すればよいのではないだろうか。

① 書紀、大化二年春正月甲子朔、改新之詔其二。

② 令義解、卷二、戸令。

③ この表では各国の郡は郷名をあげているものだけに限った。

したがって総郡数五九二より大分少くなった。この場合、和名抄の郷名については高山寺本と那波道円の刊本とを対比したが、十分とはいえないことをお断りしなければならぬ。最近この和名抄の郷について池辺弥氏の精緻な考証が進められているので、その完成をまって訂正する必要がある(同氏「倭名類聚抄《郷名》考」、「古代郷名集成」、「続古代郷名集成」、「倭名類聚抄郷名考証(一)(二)」、「成城文芸」十七・二十・二十三・二十四・二十七)。奥羽にあっては、安達郡と山本郡とが郷名を欠如している。刊本は安達郡に八郷を記すが、この郷は高山寺本のように信夫郡に所屬せしめるのが妥当であろう。

④ 和名抄の肥前国には大分脱落がある。肥前風土記と律書残篇はともに肥前国の管郷数を七十としている。

⑤ この点に関しては、拙稿「郡の成立過程」前掲、を参照して頂きたい。

七

前項までに、郡の成立年次、蝦夷地経営の歴史的背景からみた郡成立の時代区分、城柵と郡との関係、権郡、郡の規模などの問題点を検討してきたのであるが、最後にこれらの問題を総括して、古代東北における郡の成立過程とその歴史地理的な意義について考察してみたい。

まずこの地域の郡の形成を時期的に四期に区分するのが妥当である。すなわち、(Ⅰ)大化時、(Ⅱ)大化から養老、(Ⅲ)神亀から天応、(Ⅳ)延暦以降である。(Ⅰ)期は国造国の伝承をもち早く大和国家の勢力圏内に入った地域における建郡であるから、国造国から律令的の地方行政区画への組織替えとして把握できる。つぎに(Ⅱ)期は律令国家の支配体制が漸次的に蝦夷国に浸潤して行った時期で、(Ⅰ)期の地域的膨張とこの地域における国郡制の創設期といえる。さらに(Ⅲ)期は城柵の建設と蝦夷の武力的征服による郡形成の進展期である。最後の(Ⅳ)期は大規模な軍事行動をとりながら北方における建郡数が少く、(Ⅲ)期に獲得した地域における郡制の安定化とその整備の時期とみなすことができよう。したがってこ

の四期の区分は郡成立の時代区分であると同時に、郡成立史からみた古代東北の地域区分でもある。

しかしながら、右の四期の時代区分（地域区分）にあって、(I)期と(II)期の諸郡・地域が、質的に相異した性格をもつことを指摘せねばならない。すなわち(I)期の地域は畿内勢力が早くから進出し、武力による征服を伴わないで組織化した諸郡である。換言すれば在地の蝦夷社会が政治的に未成熟な段階にあったため、中央国家による政治的支配が在地勢力とはげしい対抗関係を生ずることなく貫徹され、郡の形成が順調に進み、結果的に面積や管郷数からみて規模大なる諸郡が形成されたのである。他方、(III)期は漸く古代国家の支配体制が強化し、現地民に対する律令制的収奪がきびしくなると、蝦夷と古代国家との対立が激化し、城柵という軍事基地を拠点にした武力征討が開始され、その結果として新郡設立が進められて行った。それだから城柵を足がかりにして、あるいは権郡という場当りの・便宜的手段によって郡の建置を進めざるをえなくなったと考えらる。また入植者たる柵戸や鎮兵による開発を主体にしながらも、柵戸が「富民」や「百姓」から「俘浪人」や犯

罪者へと変化するとともに、帰降夷俘を「王民」となし土地開発や軍事にあてなければならず、そのことが俘囚中心の建郡（権郡）を必然化し、さらには蝦夷社会が形成していた自生的地域を郡の境域となし、結果的に小郡をつくることになった。

それに関連して「奥郡」という呼び方が注意をひく。これは「黒川郡以北奥郡」ともあるから、黒川郡以北の諸郡をさすのは明白で、天平頃では黒川郡を始めとする十一郡であったが、のち郡がより北方に設置されるにつれて拡大され、磐井・江刺・胆沢などの諸郡も含まれるようになった。奥郡は「奥県」「奥邑」ともいわれ、いわゆる「与賊接居」する「辺郡」であって、ここでは主政主帳に同姓人を補任することが許されるなどと法的に特殊扱いをうけ、また経済的にも天平勝宝四年には調庸を金で輸せしめたり、あるいは大同五年に陸奥国俘浪人が土人に准じて広布を改め狭布を輸するようになった時に「但黒川郡以北奥郡俘浪人、元来不在差科之限」とされたりし、黒川郡以南の諸郡に比べ別扱いになっている。また出羽でも「管諸郡中山北、雄勝平鹿山本三郡、遠去国府、近接賊地、昔時叛夷

之種、与、民雜居、動乘、間隙、成、腹心病、頃年頻遭、不登、憂在、荒飢、若不、優恤、民夷難、和……」^④と奥郡の名称こそみられないが、この三郡の実状は陸奥の奥郡と同様であろう。かかる点でも、(I)(I)に対する(III)(IV)の地域の歴史的な、また地域的な性格の相異が明瞭である。

こうした古代の東北地方における郡成立過程からみた発展段階的地域区分は、さらに陸奥と出羽という東西の地域差をここで改めて確認することによってより適確なるものとなろう。すなわち、大化直後という東北経営の初期段階では陸奥側に比較して古代国家の進出が相当遅れていた出羽側は、(II)期になると秋田附近にまで開拓が進み、その進度が陸奥側よりも著るしく早かったのである。たとえば、古代国家的開発は条里においてもっとも具象化し、景観化するのであるが、東北地方の条里分布^⑤については、陸奥側では亘理平野・仙台平野^⑥・黒川郡吉岡町からせいぜい賀美郡中新田町附近までしか確認できないが、出羽側では米沢盆地・山形盆地^⑦・横手盆地^⑧、さらには秋田平野^⑨にまでみられるのである。このような出羽側と陸奥側との開拓の進展度の相異を山田安彦氏は稲作農業を規定する気候条件と蝦

夷の抵抗の二点から説明しているのは大体首肯できるであろう。郡成立史からは、権郡形式をとるケースが少ない点や、在地勢力によって妨害をうけずに制度的地域たる郡が形成されている点、また規模の大きな郡が多い点などが、出羽と陸奥の地域差において出羽側のもつ特徴として附加せねばならない。

かくて古代東北において、郡という新しい制度的地域が如何に形成されたかを考察しつつ、最終的には古代東北の地域的な性格を素描してきたわけである。余戸や他地域の国郡郷の名を負う郷などの問題点をもつ郷里制の問題にまで言及できなかったが、この点は稿を改めて論じたい。

① (IV)期の郡のうち、ここでは既成郡の分置による新郡は除外する。

② 鎮兵は兵士であると同時に農耕にも従事するから柵戸と実質において大きな差はない。

③ 統紀、靈龜元年五月卅日。

④ 統紀、靈龜二年九月廿三日、養老二年二月廿六日。

⑤ 統紀、天平宝字三年九月廿七日。

⑥ 統紀、宝龜七年十二月十四日。

同、延暦元年五月十二日。

三代格、八、大同五年二月廿三日。

この奥郡という呼称については、高橋富雄が早く注目している。

同氏「古代における陸奥国」、前掲。

⑦ 続日本後紀、承和六年四月廿六日。

⑧ 続日本後紀、承和四年四月廿一日。

続日本後紀、承和七年三月廿六日。

⑨ 続紀、延暦八年八月三十日。

⑩ 三代格、一二、承和十年四月廿八日。

⑪ 三代格、七、弘仁五年三月廿九日。同様のことは延喜式部省

式にもみえる。

⑫ 続紀、天平勝宝四年二月十八日、ここでは多賀以北諸郡とあ

る。

⑬ 三代格、八、大同五年二月廿三日。

⑭ 三代実録、元慶四年二月廿五日。

⑮ この糸里分布については、桑原公徳「東北の糸里―その北限と地割形態」（人文地理学会、昭和三十七年十一月大会発表）。

⑯ 伊東信雄、宮城県古代史（『宮城県史』第一巻）。

⑰ 鳴原哲「宮城県黒川郡吉岡町に於ける糸里制について」（『東北地理』五一・二・三）。

北地理』五一・二・三）。

⑱ 柏倉亮吉「村山平野の糸里制遺跡について」（『歴史』六）。

同氏「東北地方の糸里制―山形県の場合」（『古代文化』七一・四）。

⑲ 石母田正「辺境の長者」（『歴史評論』九二・九五・九六）は

横手市近郊の方格地割を中世の豪族の開拓に求めたが、虎尾俊

哉氏は⑳にてこれを糸里制とみなした。最近筆者も実地踏査に

よってここに糸里遺構を確認した。

⑳ 虎尾俊哉「秋田市北郊の糸里遺構」（『日本上古史研究』四―

三）。

㉑ 山田安彦「東北日本における律令国家の漸移地帯」（『立命館

文学』一六九）。

（附記）本稿は、昭和三十七年度文部省科学研究費による研

究の一部である。

（広島女子短期大学助教授）

the proletarian dictatorship. And the method of the cabinet of Weimar Coalition which they took to repress the Ruhr insurrection, was fiercely denounced by both right and left wing.

At the Reichstag election in June 6, 1920, the verdict of voters went against the cabinet of Weimar Coalition. In this election the parties of Weimar Coalition lost their parliamentary majority, the Social Democratic Party (SPD), above all, could no longer hold her leading position on the political stage of Republic. After the election the bourgeois-block cabinet was first formed since November 1918, and The German People's Party (DVP), the interest party of heavy industry, entered into this new cabinet. As a result, the democratic claims of labour-unions ended completely in a failure under the bourgeois-block government. So long as the course of German history since November 1918 trended towards the establishment of promising democracy under the leadership of Social Democrats, such attempt miscarried ultimately during the summer days of 1920.

Formation of Counties in the North-eastern District

by

Masayuki Hattori

This article observes the forming process of counties in the ancient north-eastern district from the view-point of the formation of historical area. As in *Mutsu* 陸奥 and *Dewa* 出羽 were established counties as a result of the *Ezo* 蝦夷 conquest, the process of which was unique, we try to understand the historical and geographical character which a county has as a constitutional area by treating the following problems, the forming date of the county, its historical background, its relation to *Jōsaku* 城柵, the form of *Gongun* 權郡, and its scale. Therefore, the history of formation of the county is temporarily divided into four periods and also those periods stand for the areal distribution in the ancient north-eastern districts. Then, we point to the recognition of difference in county's formation between south and north of the line, connecting *Kurokawa* 黒川 hills—Mt. *Funagata* 船形—the *Okachi* 雄勝 Pass—Mt. *Chyōkai* 鳥海, and to *Jōsaku* in the *Okugun* 奥郡 area and district formation by the *Gunke* 郡家 importance of the course from *Gongun* to *Shingun* 真郡, and the formation of a small scale county by the formation of *Gongun*.